

金城大学短期大学部における障がい学生支援に関する基本指針

令和2年1月14日制定

1. 基本理念

金城大学短期大学部(以下「本学」という。)は、周りの人々がより良く幸せに生きるための支えとなる人材を育成するという建学の精神に基づき、在籍する全学生が、障がいの有無に関わらず、その能力を最大限に発揮できる環境を整備します。

2. 基本方針

- (1) 本学は、「障害者の権利に関する条約」、「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の理念を実現するための障がい学生支援を行います。
- (2) 本学は、障がい学生からの意思表示(意思を表明する支援を含む)に基づき、共通理解と合意形成を図りつつ、必要な支援や配慮を調整します。
- (3) 本学は、障がい学生支援を実施するにあたり、すべての学内組織、教職員が密に連携を図ることができるような体制を整えます。
- (4) 本学は、学生の家族・保護者と連携し、必要に応じて学外の関係機関及び専門家とも連携します。
- (5) 本学の全教職員は、日常的な教育や指導などの場において、障がい学生に対して、修学上の差別や不利益が生じないように努めます。
- (6) 本学は、障がい者の差別を生まない風土を目指し、すべての教職員に対し研修を実施し、啓発活動を行います。
- (7) 本学は、障がい学生を支援するうえで知り得た個人情報を、「学校法人金城学園個人情報保護に関する規程」により厳密に管理し、第三者に情報開示や提供が必要な場合は、原則として本人の同意を得るものとします。ただし、学生支援を行うために連携が必要と判断した場合は、守秘義務を十分に遵守しつつ、支援者間での個人情報の共有を行います。